

伊達市子ども読書活動推進計画



平成23年3月

伊達市教育委員会

目 次

第1章 はじめに	3
1 子どもの読書活動の意義	3
2 読書活動の現状	3
3 計画策定の背景	4
第2章 基本的な考え方	4
1 計画の目的	4
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間と対象	4
4 基本的な方針	5
(1) 子どもが読書に親しむ機会の充実	5
(2) 子どもの読書環境の整備と充実	5
(3) 子どもの読書活動についての理解の促進	5
< ー伊達市子どもの読書推進計画の体系図ー >	6
第3章 子どもの読書活動推進のための取組み	7
1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために	7
(1) 家庭における読書活動の推進	7
(2) 地域における読書活動の推進	7
① 図書館での取組み	
② 公民館での取組み	
③ 他の施設での取組み	
(3) 学校等における読書活動の推進	8
① 保育園・幼稚園での取組み	
② 小・中学校での取組み	
2 子どもの読書環境の整備と充実のために	9
(1) 家庭における読書環境の整備と充実	9
(2) 地域における読書環境の整備と充実	10
① 図書館での取組み	
② 公民館での取組み	
③ 他の施設での取組み	
(3) 学校等における読書環境の整備と充実	11
① 保育園・幼稚園での取組み	
② 小・中学校での取組み	

3	子どもの読書活動についての理解の促進のために	11	
(1)	地域における読書活動についての理解と啓発	11	
①	図書館での取組み		
②	公民館での取組み		
③	他の施設での取組み		
(2)	学校等における読書活動についての理解と啓発	12	
①	保育園・幼稚園での取組み		
②	小・中学校での取組み		
第4章	計画の推進体制	13	
1	諸条件の整備・充実	13	
2	広報・啓発の推進	13	
3	関係施設及び団体との連携の推進	13	
<	読書推進に係る体制図	>	14

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

読書は、成長期の子どもにとって豊かな心を育むために極めて大切な役割を担っています。読書によって得られる知識、考えたり、感じたり、想像したり、表現したりする能力を身に付けることは、自ら課題を発見したり、また判断して解決する資質や能力を養う基となり、その後の人生において大きな影響を与えることとなります。

また、子どもは、読書の中で多くの豊かな文章に触れることにより、国語力や文章力が養われ、ひいては言葉のコミュニケーション能力を高めることにもなります。

このように、子どもの読書意識を高めることはその成長過程において非常に重要であり、その活動を広く推し進めることが必要です。

読書活動を推進するためには、子どもたちがいつでもどこでも読書を楽しむことのできる環境を作ることが大切です。それには社会全体の問題として、家庭、地域、図書館、学校、関連施設などが連携を図って、子どもの主体的な読書活動を支えるための取り組みを行わなければなりません。

2 読書活動の現状

本市では、各学校ごとにボランティアの方々による「読み聞かせ」等を実施しています。平成21年度に構築した市立図書館と各公民館図書室を結ぶ図書館ネットワークシステム、及び市のホームページからのネット検索と予約を平成22年度から本格稼働しました。市民への図書や情報の提供、学校教育支援の一環として、団体貸出などもおこなっていますが、読書活動が十分に行き渡るためには、今後さらなる連携が望まれます。

一方、テレビ、ビデオ、インターネットなどさまざまなメディアは、情報を豊かにし社会経済の飛躍的な発展をもたらすなど、現代社会においていまや欠くことのできないものとなっていますが、反面、これら情報の氾濫は子どもの生活環境をも変化させ、安易に情報が得られることから子どもの「読書離れ」や「活字離れ」を招いていることも否めません。

また、テレビゲームなどのゲーム機は子ども社会に深く浸透していますが、熱中しすぎるあまり人と接する機会が少なくなり、人の話を聞いたり自分の考えを伝えたりするなどの能力に影響を与え、他人とうまくコミュニケーションがとれなくなることがあるようです。

このような状況は、「本に関心がない」「興味がない」といった子どもを増加させるだけでなく、結果として読書によって得られる資質や能力の低下を招き、子どもの成長に少なからぬ影響を及ぼしています。

3 計画策定の背景

国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定するとともに、この法律に基づいて、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境整備の推進を図るため「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成14年8月に策定しました。また、県においても同法に基づく推進計画を平成16年3月に策定しました。

本計画は、これらの状況をふまえ、同法に基づき、本市の推進計画を策定するものです。

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、市内のすべての子どもがいつでもどこでも自主的に読書を楽しむことができる環境を積極的に整備し充実を図ることによって、子どもの豊かな心を育むとともに読書を通じてあらゆる世代とのコミュニケーションを大切に、生涯にわたり生きる力を養うことを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、「伊達市第1次総合計画」のもとに位置付け、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「福島県子ども読書活動推進計画」を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するための基本的な方針、具体的な取組み、並びに推進体制を定め、市全体で推進するものです。

3 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

計画の対象は、18歳以下（高校生以下）の子どもと、乳幼児を持つ保護者とします。

4 基本的な方針

子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるためには、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で取り組みを進めていくことが重要です。

そこで、次の3点を基本方針とし、推進体制を整備し、具体的な取組みを明らかにしていくこととします。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の充実

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、子どもが読書に親しむ機会を充実させることが大切です。

このため、乳幼児期から親子での読みきかせ等で本に親しむなど、家庭を原点として、地域、学校等において、子どもが本に親しむ機会の充実を目指します。

(2) 子どもの読書環境の整備と充実

地域全体で子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの目的や意欲に応じ、読みたい本や知りたい情報を提供するための読書環境の整備と充実が大切です。

このため、図書館、学校図書館については、その機能の充実を目指します。

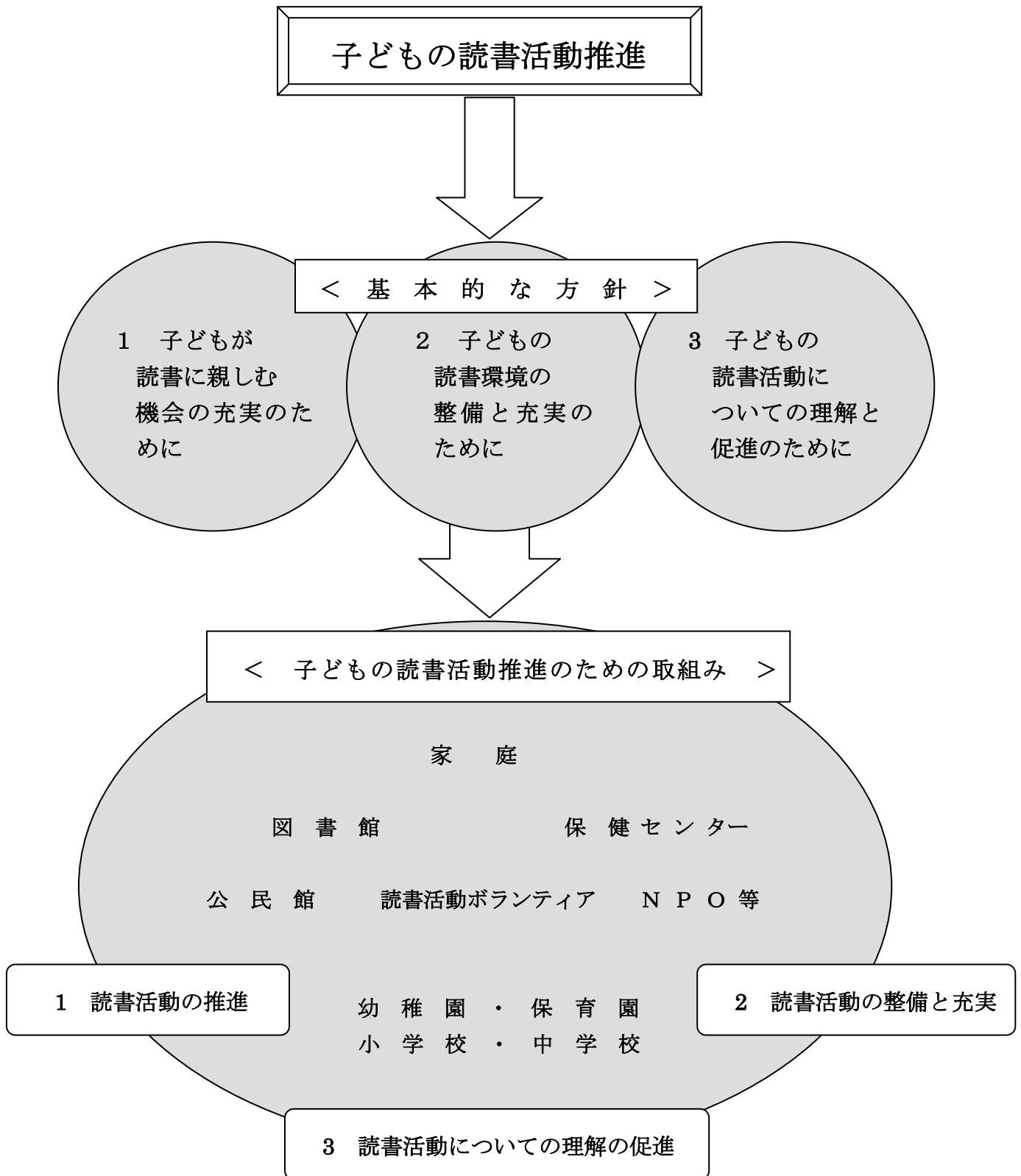
また、取組みの充実をはかるため、家庭、地域、学校等における連携・協力及び、子どもの読書活動に係わるボランティアグループ等、子どもたちを取り巻くすべての大人たちが連携・協力する仕組みの構築を目指します。

(3) 子どもの読書活動についての理解の促進

よい本との出会いにより、子どもは多くのことを学び、豊かな人間性が育まれていきます。子どものよい本との出会いは、多くの場合、周囲の大人からの働きかけによって始まります。

このため、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて情報提供、啓発活動の充実を目指します。

< — 伊達市子どもの読書推進計画の体系図 — >



第3章 子どもの読書活動推進のための取組み

1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

(1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書の習慣は、乳幼児期に家庭生活のなかで、本を読み聞かせることから始まります。

親子がふれあい、ことばをかけることにより、信頼関係をはぐくみながらことばを理解し基礎を身につけていきます。とくに、乳幼児期に絵本を読み聞かせることがきっかけとなり、後の読書習慣を育てていくこととなります。

保護者に、読書が重要な役割を果たすということを理解してもらい、家庭内でも読書をしたり、本について話し合ったりできるような環境づくりに協力してもらいます。

また、さまざまな読み聞かせの会に参加したり、自ら子どもに読み聞かせるための本選びに市立図書館などを有効に活用していただきます。

家庭での取組みとして、次のようなものが考えられます

< 具体的な取組み >

- 読み聞かせの時間づくり
- いつも本に触れられる環境づくり
- 身近な図書館の利用
- 読書行事等への親子参加

(2) 地域における読書活動の推進

① 図書館での取組み

図書館は、利用者が読書を楽しむだけでなく、さまざまな情報を得たり、読書活動に取り組んだりする場所であることから、生涯学習の中核的施設であるといえます。子どもが読みたい本を自由に選び、読書できる環境を作るとともに、読書活動のきっかけとなる機会を提供していくことが必要です。

そのため、児童書の充実を図り、子どもの読書活動の推進に関わる講座や展示会、研修会などの事業を展開することが望まれます。

また、家庭や地域、学校や子どもに関わる施設やボランティアグループと、たえず連携しながら、子どもの読書活動の推進を図っていかなければなりません。

< 具体的な取組み >

- 児童図書の実質
- おはなし会の開催

- 職場体験、図書館見学等の受入れ
- 赤ちゃん絵本コーナーの設置
- 公民館、学校図書館、各種施設との連携強化
- 子ども読書活動推進に取り組んでいる団体、読書ボランティアの支援
- ブックスタート事業の展開

② 公民館での取組み

公民館は、市民が交流し、学習・文化・芸術活動に参加しながら地域住民の豊かな文化生活を推進する学びの場です。多彩な活動に対応できる設備を有し、図書室も設置されています。「いつでも、どこでも、だれでも」を基本とする充実した読書活動支援の推進に努めます。

< 具体的な取組み >

- 市立図書館との連携による図書の充実
- 児童図書の充実
- 読み聞かせ事業等の行事の開催

③ 他の施設での取組み

保健センター、児童館、その他の子どもや保護者が多く集まる施設においては、各施設の特性を活かし、読み聞かせ、おはなし会などの読書活動を体験できる機会の充実に努めます。

特に、保健センターにおいては、子どもの成長に関わりながらブックスタートの推進に努めます。

< 具体的な取組み >

- 読み聞かせ事業等の行事の開催
- ブックスタートの推進
- 絵本コーナーの設置や図書・資料の展示
- 市立図書館等との連携強化

(3) 学校等における読書活動の推進

① 保育園・幼稚園での取組み

保育園や幼稚園では、活動時間に保育士や教職員などによる読み聞かせを取り入れるなど、常に本と身近にふれあう機会の多い環境にあります。したがって、保育園や幼稚園では絵本など蔵書の充実を図るとともに、市立図書館の団体貸出サービス制度を積極的に利用します。

また、子育てを支援する団体との交流事業のなかで、読書活動が取り入れられるよう工夫します。

< 具体的な取組み >

- 絵本コーナーの充実
- 読み聞かせ等の機会の充実
- 保育士・幼稚園教諭に対する研修機会の充実

② 小・中学校での取組み

学校における読書活動は、子どもたちに読書の喜び、楽しさを知ってもらうとともに、確かな学力、人間性や社会性を身につけるための重要な活動です。子どもの発達段階に応じ、読書に親しむ態度を育成し、望ましい読書習慣を形成することが必要です。

特に、授業等において計画的に学校図書館を利用するとともに、子どもたちにとって魅力ある図書の実践が必要不可欠です。

さらに、学校図書の補完的措置として、市立図書館から市内各学校への団体貸出サービス制度を積極的に利用します。

< 具体的な取組み >

- 子どもたちが利用しやすい魅力的な学校図書館づくり
- データベース化による資料の管理
- 保護者、地域、ボランティアとの連携による読書環境整備
- 市立図書館、公民館との連携強化
- 児童図書の充実
- 教科書と関連した読書指導

2 子どもの読書環境の整備と充実のために

(1) 家庭における読書環境の整備と充実

子どもが本の楽しさを味わい読書習慣を形成するためには、家庭の果たす役割が大きく、その後の読書活動に大きな影響を及ぼします。

また、本を通して得られる大人と子どものふれあいは、大人との信頼関係を深め、子どもの心に幸福感を与えます。

身近にいる保護者が読書の重要性を認識し、子どもと読書をしたり、一緒に読書に親しめる機会や環境づくりに努めることが重要です。

< 具体的な取組み >

- 読み聞かせの時間づくり
- いつも本に触れられる環境づくり
- 身近な図書館の利用
- 読書行事等への親子参加

(2) 地域における読書環境の整備と充実

① 図書館での取組み

図書館においては、公民館とのオンライン化により、より子どもが身近に利用しやすい環境整備を進めています。

図書館はさまざまな本と出会える場であり、読書の楽しさや学ぶ喜びを知ることのできる場所です。そのためにも、子どもたち一人ひとりの要望に応えられるように図書や幅広い資料の収集や、見やすく探しやすい書架づくり、さらに、親しみやすい雰囲気づくりなどの環境整備に努めます。

< 具体的な取組み >

- おはなし会の開催
- 児童図書の充実
- レファレンス (※) 業務の充実
- 公民館、学校図書館との連携強化
- 子ども読書活動推進に取り組んでいる団体、読書ボランティアの支援
- 一人当たり図書購入費の県内他市平均レベルまで引き上げ
- 司書資格のある職員の配置

※ レファレンス

利用者の調査研究に対する援助と参考質問に対する回答を行うもの

② 公民館での取組み

公民館においては、地域から多くの人々や多様な情報が集まりやすい利点を活かし、子どもの読書活動推進に欠かせないリーダー的人材の発掘・要請を行うとともに、子どもたちが気軽に通えるような魅力的な図書室づくりを利用者とともに考え、図書室イベントなどを通じて子どもの読書活動の推進を図ります。

< 具体的な取組み >

- わかりやすい図書配置
- 児童図書の充実
- 図書ボランティアの発掘・養成

③ 他の施設での取組み

保健センター、児童館、子どもや保護者が多く集まる施設においては、子ども向けの絵本や図書の充実を図り、読書に親しめる環境の整備に努めます。

< 具体的な取組み >

- 絵本コーナーの設置・充実
- 図書資料の充実

(3) 学校等における読書環境の整備と充実

① 保育園・幼稚園での取組み

保育園、幼稚園においては、子どもたちが関心をよせ、自ら手にとって読書を楽しめるように、工夫を凝らした絵本コーナーづくりに努めます。

また、職員の意識の向上を図るための研修の機会を確保します。

< 具体的な取組み >

- 絵本コーナーの整備・充実
- 保育士・幼稚園教諭に対する研修機会の充実

② 小・中学校での取組み

学校図書館においては、子どもたちに読書の楽しさを知ってもらうとともに、確かな学力を身につけるためにも、学習に役立つ豊富な資料のある図書館、求めに応じた情報が得られやすい図書館など、魅力的な図書館づくりが重要です。そのために、子どもたちが必要に応じて存分に読書に親しめる環境への整備充実に努めます。

< 具体的な取組み >

- 子どもたちが利用しやすく楽しく魅力的な学校図書館づくり
- データベース化による図書館資料の管理
- 保護者、地域との連携による読書環境整備
- 標準数を満たす蔵書数の学校図書館づくり

3 子どもの読書活動についての理解と促進のために

(1) 地域における読書活動についての理解と啓発

① 図書館での取組み

図書館においては、地域文化向上のための情報発信拠点として、また、子どもを含めた多くの人々の読書活動を支える重要な役割を担うものとして、読書活動推進に関する提供・啓発活動に努めます。

< 具体的な取組み >

- 子どもと本の講演会の開催
- 職場体験の実施
- 読書に関する各種情報の提供

② 公民館での取組み

公民館においては、子どもの豊かな感受性と創造性を培う読書活動の有益さを

広く周知するため、公民館で開催される各種事業において積極的に情報の提供・啓発に努めます。

< 具体的な取組み >

- 読書に関する各種情報の提供

③ 他の施設での取組み

保健センター、児童館、その他の子どもや保護者が多く集まる施設においては、様々な機会をとらえて子どもの読書活動に関する情報の提供に努めます。

< 具体的な取組み >

- 読書に関する各種情報の提供
- 各種施設事業を介しての啓発活動

(2) 学校等における読書活動についての理解と啓発

① 保育園・幼稚園での取組み

保育園、幼稚園は、参観日や保護者会等のもとより、ありとあらゆる活動の機会をとらえて、保護者等に対して読書の重要性や、必要性を伝えるとともに、読書に関する各種情報の提供に努めます。

< 具体的な取組み >

- よい絵本の紹介

② 小・中学校での取組み

学校は、児童・生徒や保護者に対して、少年期、思春期、青年期等それぞれの発達段階における読書の重要性・必要性を伝えるとともに、読書活動を促すための適切な情報提供を行います。

< 具体的な取組み >

- 読書に関する各種情報の提供
- 読書感想文や感想画等の参加啓発
- 学校図書館便りの発行

第4章 計画の推進体制

1 諸条件の整備・充実

子どもの読書活動の推進に向けて、必要に応じて連絡調整会議などを行い、市内各教育施設や関係団体との連携を密にして相互の協力体制を強化します。

子どもの読書活動を地域全体で支援するため、学校、幼稚園、保育園など各施設での蔵書の充実、さらに学校や関係施設ならびにボランティアグループなどの団体へ十分な図書の提供ができるよう、市立図書館の蔵書のさらなる整備と拡充を図るとともに、図書館サービスの充実と情報発信に努めます。

2 広報・啓発の推進

市立図書館のサービスのひとつである広報誌やホームページなどを活用して利用者へ広く情報を提供します。

インターネットによる検索が可能なように利用者用コンピュータを設置し、図書館情報の拡充と図書貸出しの円滑化を推進します。

3 関係施設及び団体との連携の推進

子どもの読書活動の推進に関わるすべての施設や団体などが、必要に応じて交流や情報の交換を持てる機会を設定し、事業をスムーズに展開するためのネットワークの体制づくりを推進していきます。

《読書活動推進に係る体制図》

